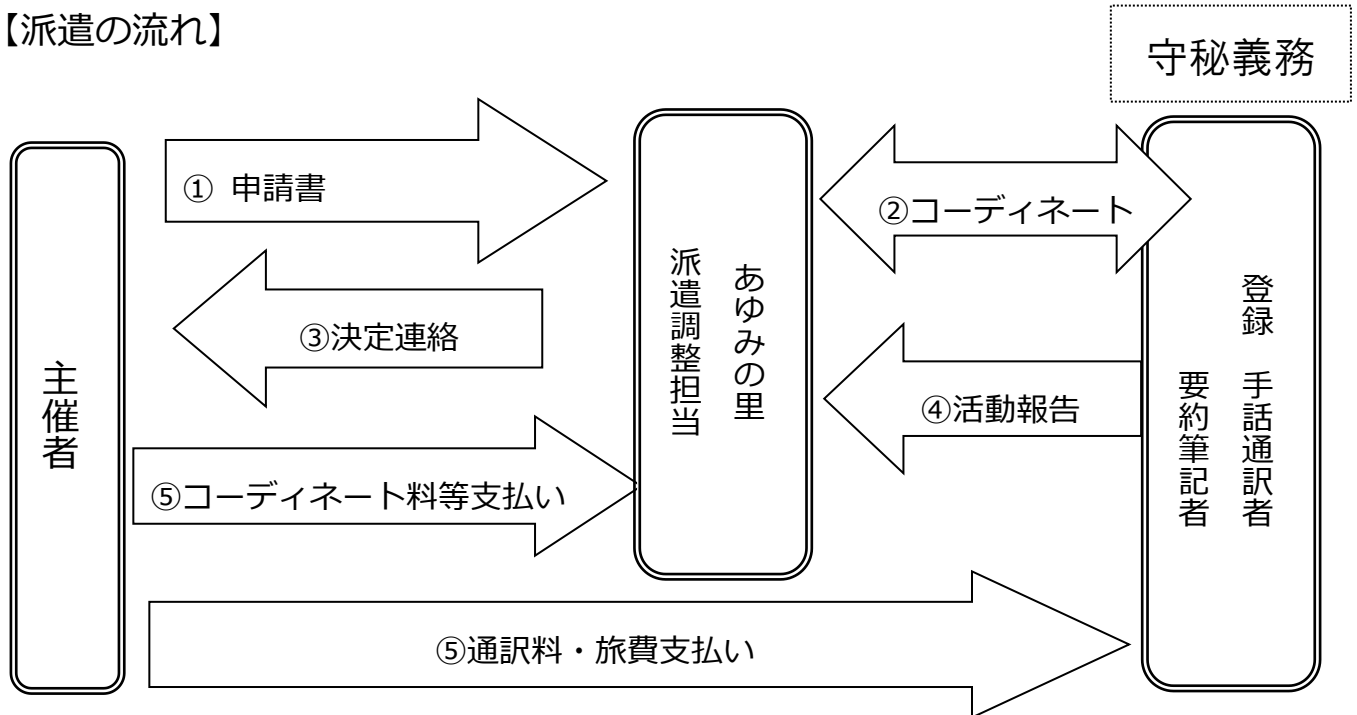


あゆみの里手話通訳者・要約筆記者派遣事業のご案内

聴覚障がいがあっても、ない人と同じように社会で活動するためには情報やコミュニケーションの保障が不可欠です。職場の会議や講演会、学校等社会生活のあらゆる場面に必要な手話通訳者や要約筆記者（以下、手話通訳者等）を調整し、派遣します。

【派遣の流れ】



あゆみの里から、時間や派遣人数、費用、聴覚障がい者の参加状況、事前資料などを確認させていただきます。

【申し込み】

申請書に必要事項を記入し、実施 10 日前までにあゆみの里に FAX や郵送等で申し込んでください。

ただし、緊急な場合は上記以降でもかまいませんが、手話通訳者等が調整できないこともあります。

【時間と手話通訳者等の人数の目安】

	手話通訳者		要約筆記者	
所要時間	2 時間以内	2 時間以上	2 時間以内	2 時間以上
人数	2～3 人	3～4 人	3～4 人	4 人以上

* ただし、内容や長時間の場合には、左記の通りでない場合もあります。

【派遣できない事項】

人権の侵害や反社会的な目的、また理事長が不適切と判断した場合には派遣できかねます。
ご了承ください。また通訳者の撮影は、ご遠慮ください。

【派遣費用等】

★通訳者に直接お支払いください

通訳料	* (派遣者 1 名につき) 最初の 1 時間 2,500 円 その後は、1,250 円/30 分 * 通訳時間は、通訳開始から終了までとします。打ち合わせの時間は含みません。
旅 費	* 公共交通機関 実費 * 自車使用時 37 円×距離数

★あゆみの里へお支払いください

コーディネート料	* 派遣された一人につき、1,000 円。
その他	* 要約筆記の場合は、消耗品（ペン【1 本 110 円】フィルム【2 本 1,300 円】）の費用が必要です。 * プロジェクター及び表示用パソコンの貸出も可能です。金額等、詳細はお問い合わせください。 * 主催者の事情で上記適用できない場合は、主催者と協議の上で決定します。詳細はご相談ください。

※別途消費税（外税）が必要です。

【広報について】

手話通訳や要約筆記が付く旨、チラシなどに記載する等広報をお願いします。

広報がない場合、聴覚障がい者の参加がないこともあります。

社会福祉法人 はぴねす福祉会

〒699-5132 島根県益田市横田町 2087-1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

電話 (0856) 31-5100

F A X (0856) 31-5102

